

専門医療機関連携薬局について

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導

- ☆ **副作用**や**効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
 - ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 処方内容の照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

「患者のための薬局ビジョン」（抄）

（5）患者等のニーズに応じて強化・充実すべき2つの機能

② 高度薬学管理機能

- 上記（3）で示したとおり、かかりつけ薬剤師・薬局は、個々人のニーズ等に応じて患者が選択するものであり、がんやHIV、難病のように、治療薬について、致命的な副作用のコントロールや服薬アドヒアランス、併用薬との相互作用を含む副作用や効果の発現状況に特段の注意を払う必要がある疾患を有する患者においては、専門的な薬物療法を提供可能な体制を構築している薬局を、かかりつけ薬局として選択する場合もあると考えられる。
- こうした薬局においては、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、上記の「専門的な薬物療法を提供可能な体制」、すなわち、学会等が提供する専門薬剤師のような、高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師による高度な薬学的管理ニーズへの対応を図る機能（高度薬学管理機能）を発揮することが必要となる。
- 具体的には、がんやHIV、難病のような疾患を有する患者に対して、あらかじめ医療機関との間で対応要領を定め、次のような高度な薬学的管理ニーズへの対応を行うこと等が想定される。
 - ・ 抗がん剤服用時などに、発熱等の副作用が生じた際に、担当医への受診などの対応について助言する。
 - ・ 抗HIV薬服用患者の場合に、他の併用薬等の情報をもとに、適切な抗HIV療法を選択できるよう支援する。
- 高度薬学管理機能を有する薬局においては、専門医療機関とも連携を保ちながら、医師の処方意図を正確に理解した上で、患者に対する適切な薬学的管理を行うとともに、医療機関へ情報をフィードバックできる体制を構築すべきであり、そのためには、医療機関と共同で新たな治療薬や個別症例等に関する勉強会を定期的を開催するといった取組が望まれる。
- また、かかりつけ薬剤師には、薬物療法に係る最新の知識を得るため、研修等を通じた生涯学習に取り組むことが求められるが、高度薬学管理機能を発揮するためには、学会等が提供する専門薬剤師の認定の仕組みなども活用し、より高度な知識や技能の修得を目指すことが望まれる。

特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

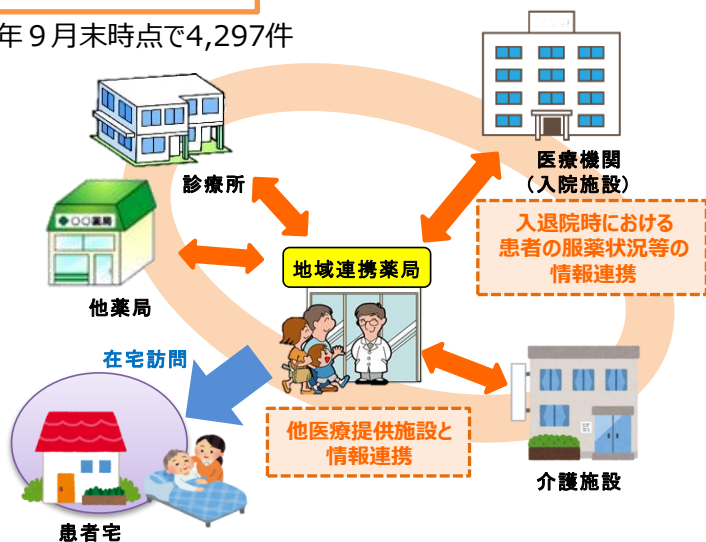
・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局

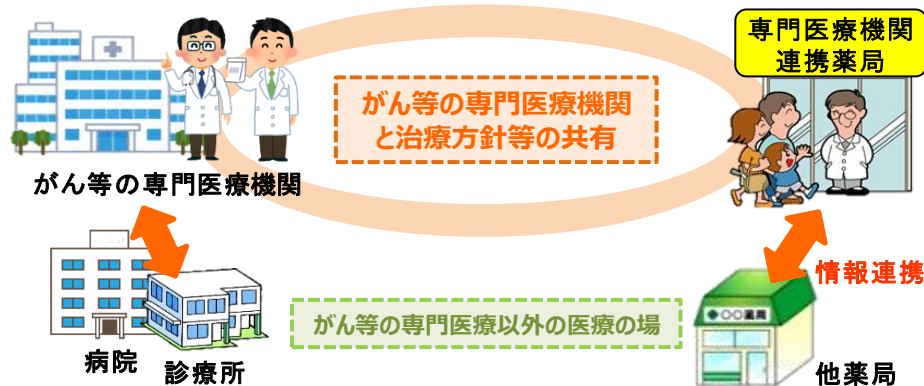
※2024年9月末時点で4,297件



専門医療機関連携薬局

※2023年9月末時点で205件

※傷病の区分ごとに認定
(現在規定している区分は「がん」)



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
 - ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置
- 等
- ＜専門性の認定を行う団体＞
- 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん））
 - 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師）

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、地域包括ケアシステムに関する研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

専門医療機関連携薬局の基準

● 専門医療機関連携薬局：がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

① 新法第6条の3第1項の厚生労働省令で定める傷病の区分は、がんとすること。

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が座って服薬指導等を受ける個室等の設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	<p>利用者に専門的な薬学的知見に基づく指導を行うために、専門的な医療の提供等を行う地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関との会議への継続的な参加 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 専門的な医療の提供等を行う医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> ①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績 (①の傷病の区分に係る患者の半数以上報告・連絡した実績) ○ 地域の他の薬局に対し、①の傷病の区分に該当する利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	<p>専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。</p> <div data-bbox="37 1049 611 1256" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><専門性の認定を行う団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本医療薬学会（地域薬学ケア専門薬剤師（がん）） ● 日本臨床腫瘍薬学会（外来がん治療専門薬剤師） </div>	<p>①に係る専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設との連携を行いつつ、適切に実施できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への①の傷病の区分に係る医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ ①の傷病の区分に係る専門性を有する常勤薬剤師の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する①の傷病の区分に係る専門的な研修の計画的な実施 ○ 地域の他の薬局に対する①の傷病の区分に関する研修の継続的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する①の傷病の区分に係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

がんに係る専門性を有する薬剤師の認定

- 「専門医療機関連携薬局」の認定要件には、がんに係る専門性を有する薬剤師の配置が含まれる。
- 当該専門性を有する薬剤師の認定は、日本医療薬学会、日本臨床腫瘍薬学会が行っている。

※認定を受けた薬剤師数：

日本医療薬学会129名（2024年10月21日時点）、日本臨床腫瘍学会341名（薬局勤務者のみ）（2024年10月1日時点）

①認定学会：日本医療薬学会

②名称：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）

③認定実績等

- ・ 認定薬剤師数：129名（令和6年10月21日時点）
- ・ 研修施設数：388箇所（病院210箇所、薬局178箇所）
（令和6年10月21日時点）
- ・ 講習会回数：12回（令和3年1月～12月実施）

④主な認定要件（新規認定時）

- ・ 日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」等の認定
- ・ 研修施設でがん領域を含む地域薬学ケアに関する5年以上の研修（病院でのカンファランス参加を含む）
- ・ 5年で50単位以上の研修会の参加
- ・ 薬物療法専門薬剤師集中講義、がん専門薬剤師集中講座にそれぞれ1回以上参加
- ・ 5年間の症例報告50症例（4領域以上の疾患）+がん領域20症例
- ・ 学会発表を2回以上又は論文発表1回（筆頭）

①認定学会：日本臨床腫瘍薬学会

②名称：外来がん治療専門薬剤師

③認定実績等

- ・ 認定薬剤師数：341名（2024年10月1日時点）
病院勤務者を含めると外来がん治療専門薬剤師は877名
- ・ 研修施設数：214箇所（2024年8月時点）
- ・ 講習会回数：7回（令和3年4月～12月末）

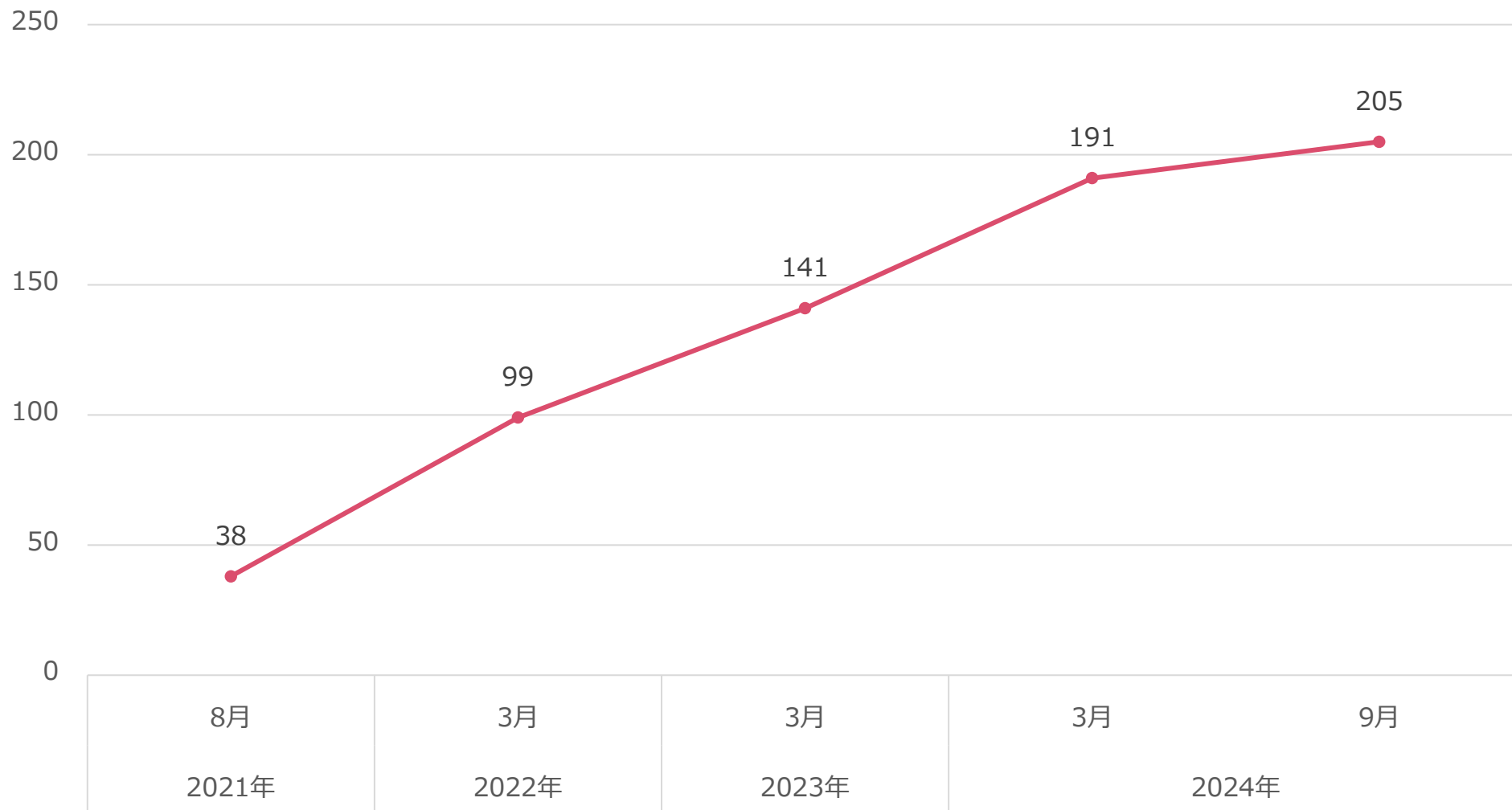
④主な認定要件（新規認定時）

- ・ 実務5年以上
- ・ がん診療病院連携研修の修了
- ・ 「外来がん治療認定薬剤師」の認定^(注)

(注) 「外来がん治療認定薬剤師」の認定には、実務3年以上、日本薬剤師研修センターの「研修認定薬剤師」等の認定、3年で60単位以上の研修、外来がん患者サポート事例10例、筆記試験および面接試験に合格すること等が必要

専門医療機関連携薬局の認定数の推移（2021年8月～）

■ 専門医療機関連携薬局の認定数

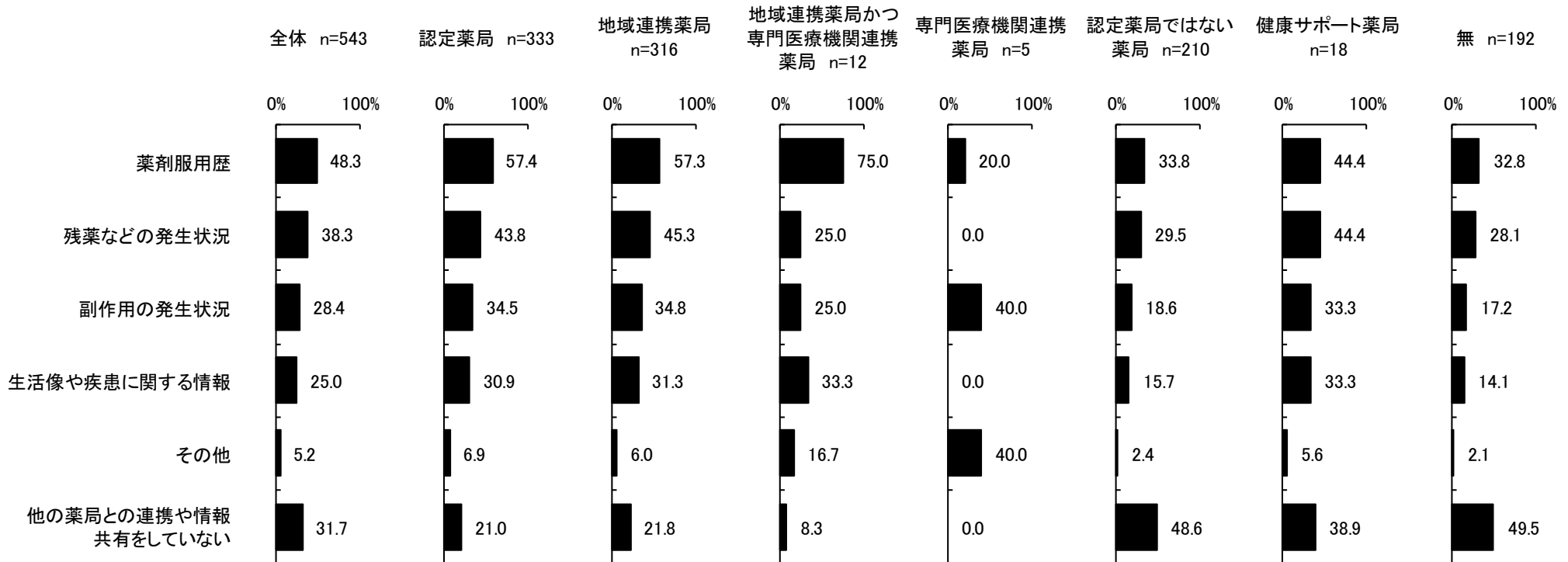


参考：2024年3月末時点の薬局数 62,828（令和5年度衛生行政報告例）

認定薬局とその他の薬局における比較〈他の薬局との連携〉

○ 他の薬局との連携や情報共有に取り組んでいる薬局の割合は、全体と比較して、認定薬局が高い結果であった。

■ 他の薬局との連携や情報共有に関する内容

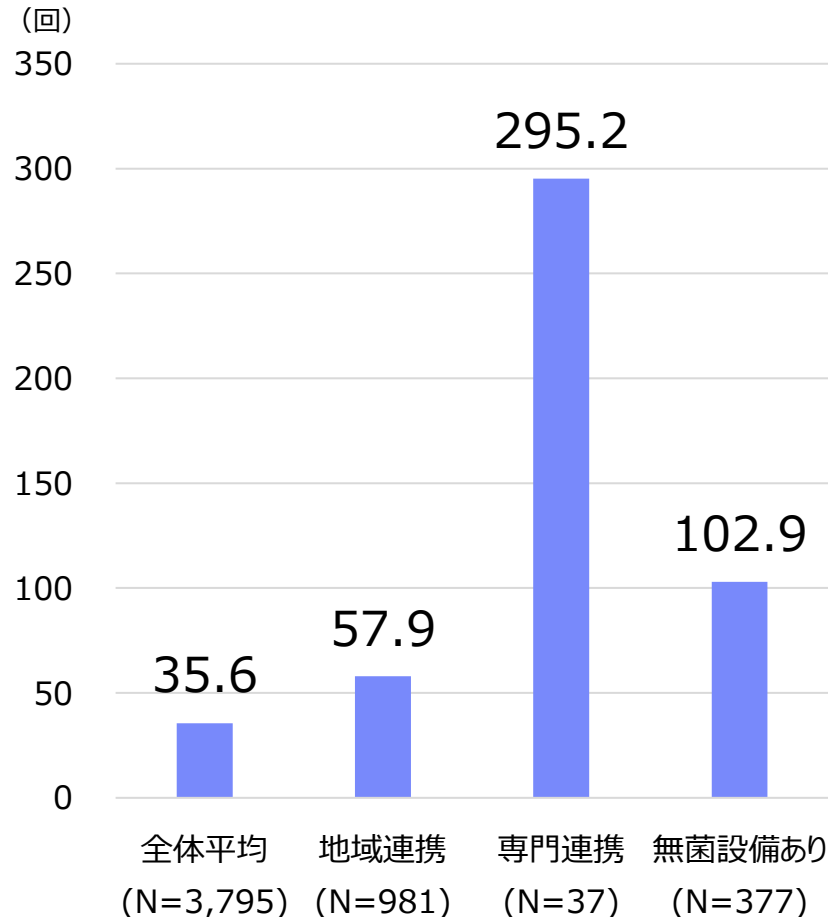


※令和3年度厚生労働科学研究費補助金「新型コロナウイルス感染症関連対策における地域連携薬局等の活用のための研究」（研究代表者：名城大学 長谷川 洋一）より

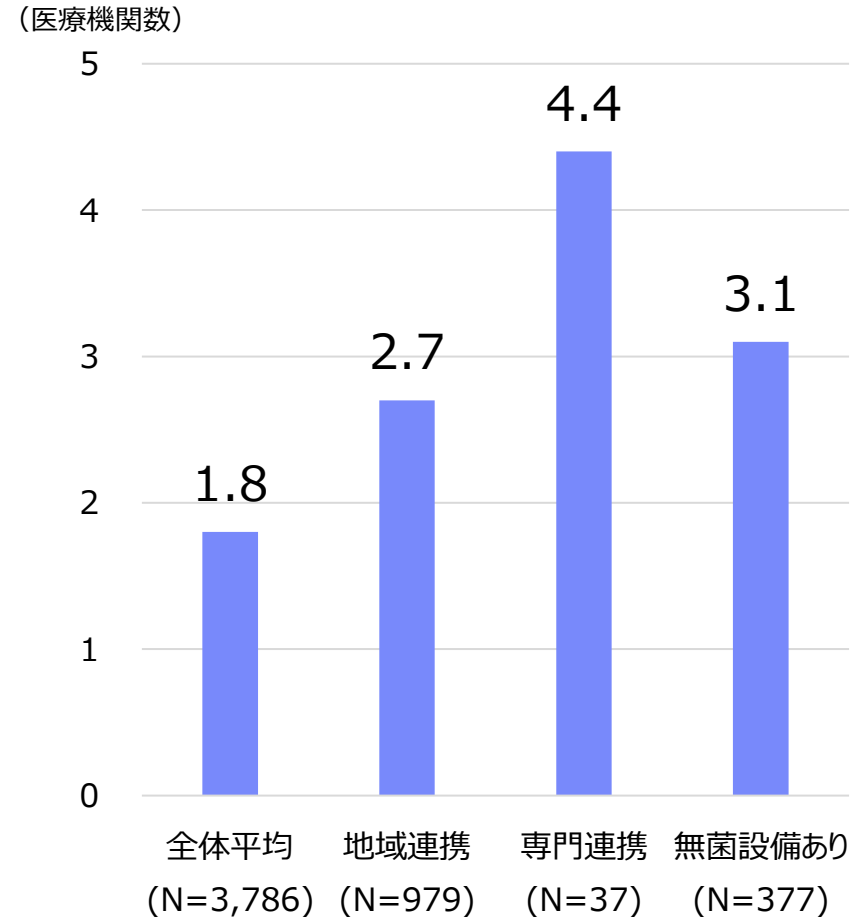
認定薬局とその他の薬局における比較〈医療用麻薬の応需状況〉

○ 認定薬局においては、麻薬加算の算定実績が高く麻薬応需医療機関数も多い傾向が示された。

■ 麻薬加算の平均算定実績



■ 麻薬処方箋の応需医療機関数

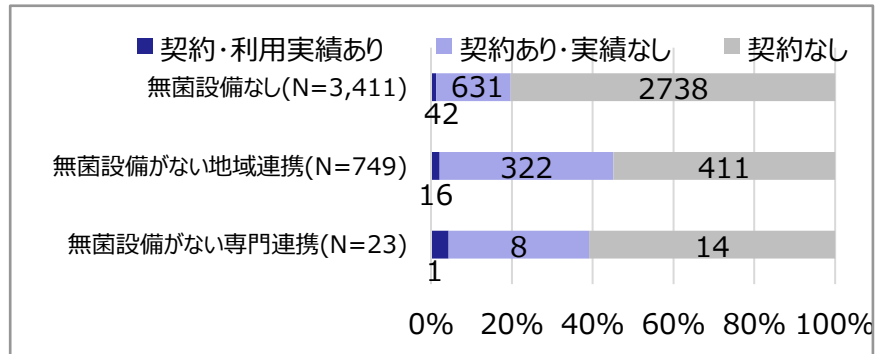
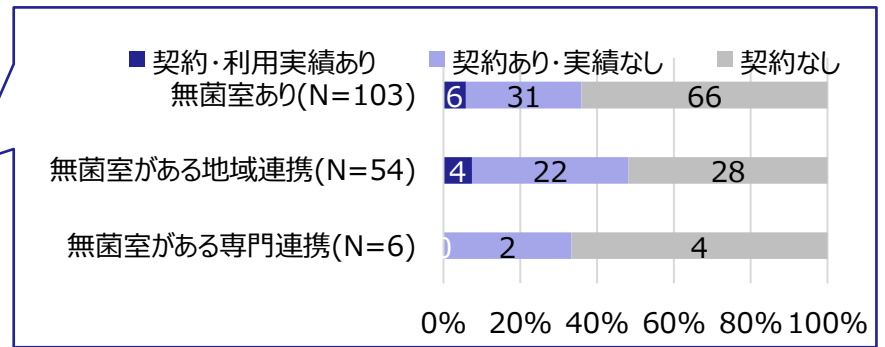
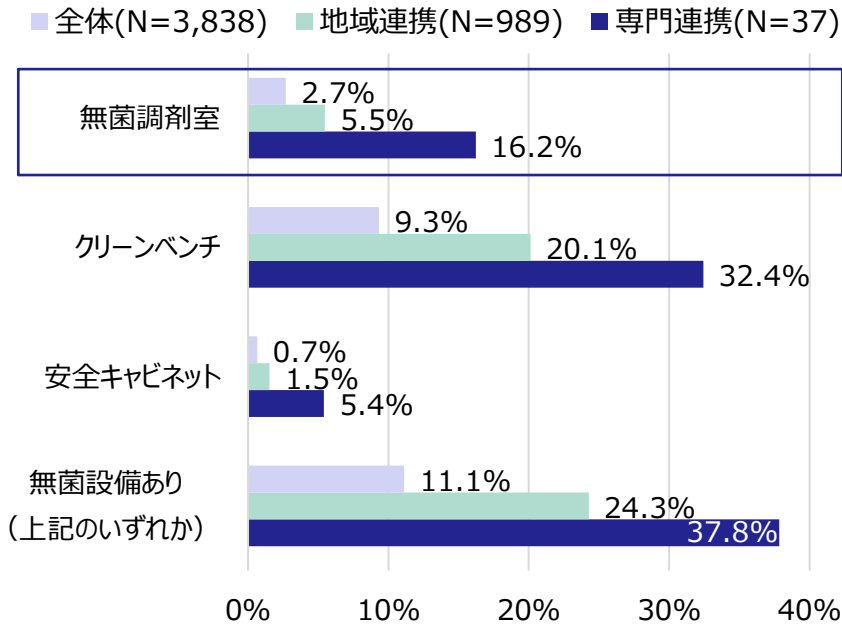


▶ 直近1年間の実績

認定薬局とその他の薬局における比較〈無菌製剤処理に係る体制〉

- 無菌製剤処理設備がある薬局は11.1%（地域連携24.3%、専門連携37.8%）であった。
- 無菌調剤室の共同利用に関しては、約20%の薬局で契約があるものの実績がある薬局はごく少数であった。

■ 無菌製剤処理設備の有無



■ 希釈せずに麻薬の注射だけを充填するケースの有無

	全体	地域連携	専門連携	無菌設備あり
回答数	3,562	891	36	370
実績ある薬局数	73	37	3	35
実績ある薬局割合	2.0%	4.2%	8.3%	9.5%

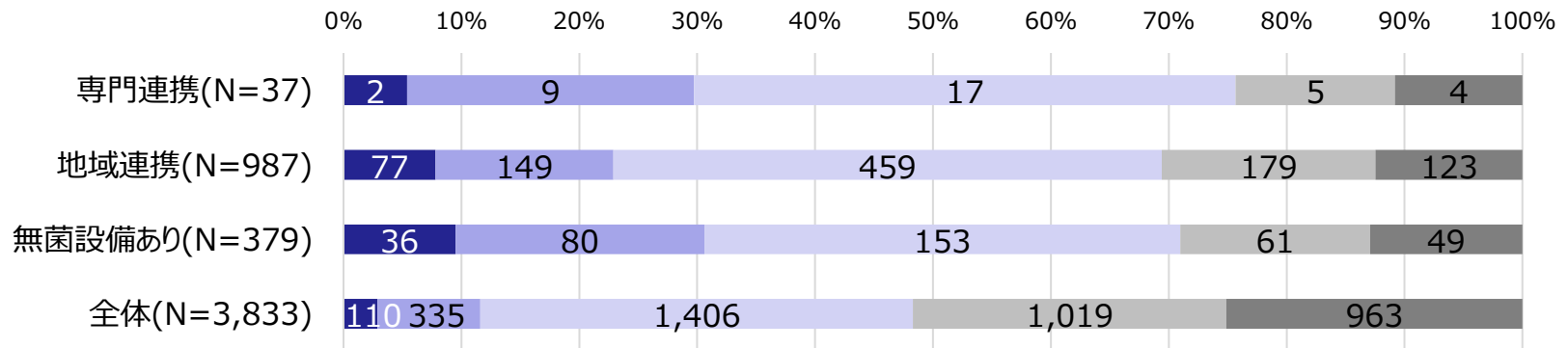
■ PCAポンプの取扱い実績（レンタルの場合含む）

	全体	地域連携	専門連携	無菌設備あり
回答数	3,569	893	36	372
実績ある薬局数	106	63	6	65
実績ある薬局割合	3.0%	7.1%	16.7%	17.5%

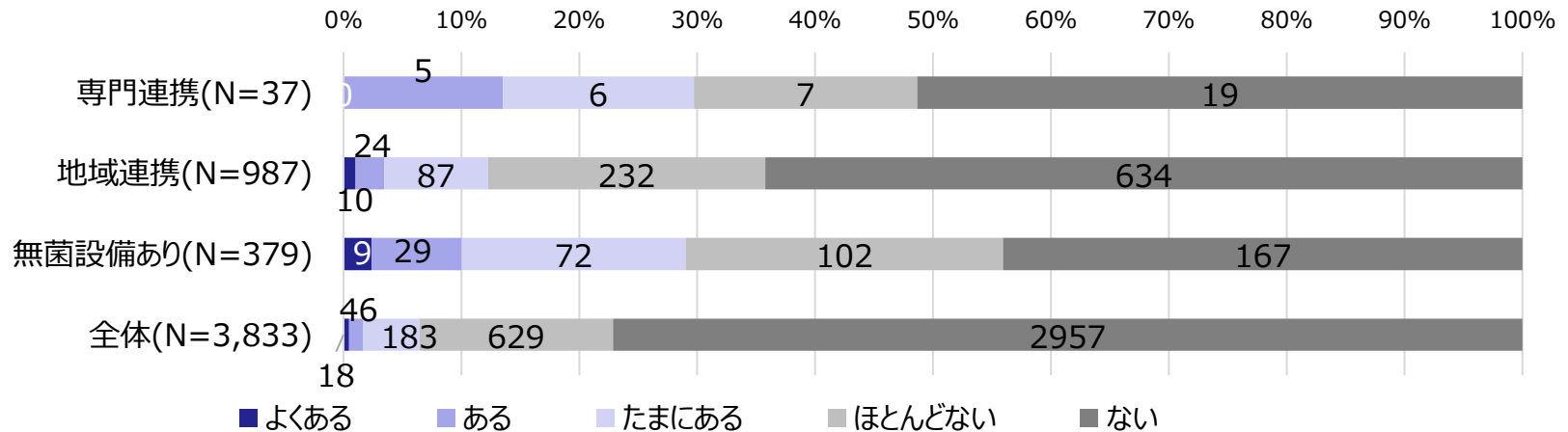
認定薬局とその他の薬局における比較〈在宅・無菌の依頼を受ける頻度〉

- 認定薬局においては在宅訪問や無菌調剤に関する相談や依頼を受ける頻度が全体平均よりも高かった。
- 一方で、無菌設備がある薬局であっても、その71.0%の薬局において無菌調剤に関する依頼を受けることは「ほとんどない」「ない」という回答であった。

■ 在宅訪問に関する相談や依頼を受ける頻度

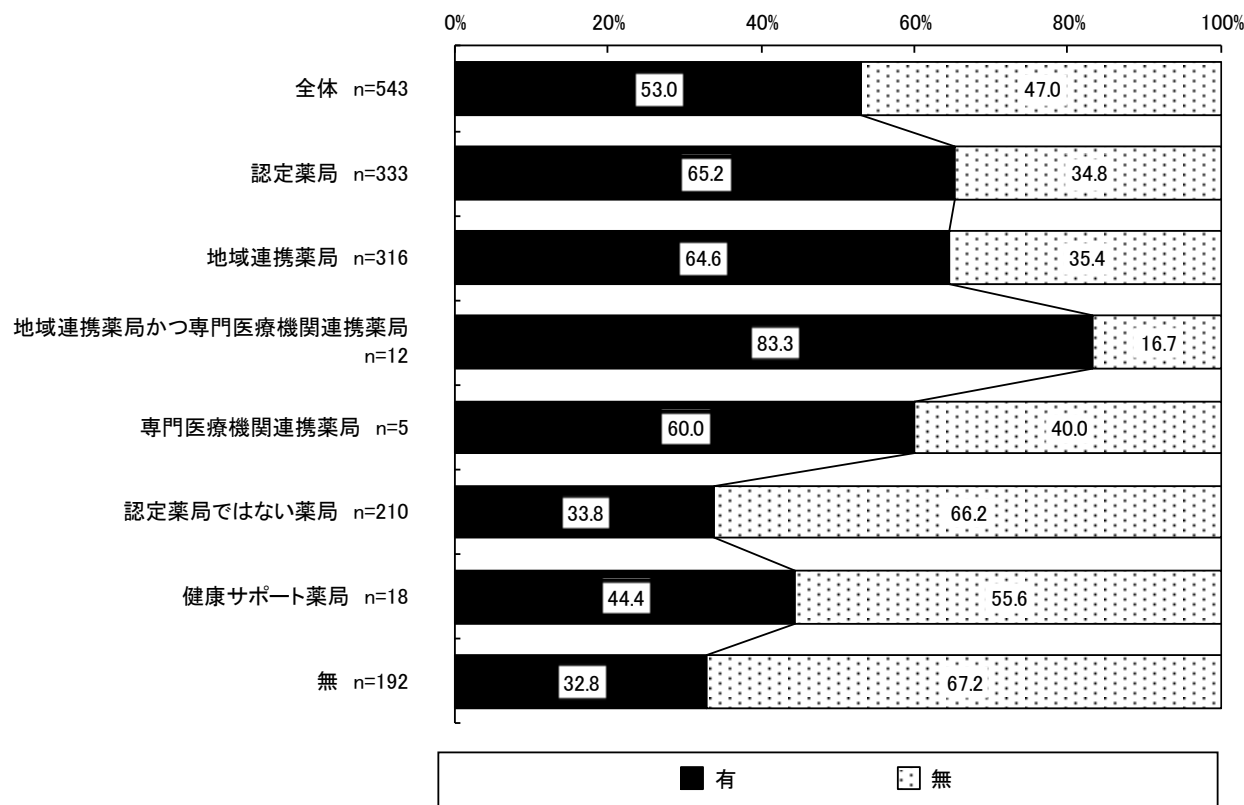


■ 無菌製剤処理に関する相談や依頼を受ける頻度



○ 人生の最終段階（終末期）の利用者・患者への訪問薬剤管理指導に取り組んでいる薬局の割合は、全体と比較して、認定薬局が高い結果であった。

■ 人生の最終段階（終末期）の利用者・患者への訪問薬剤管理指導の有無



※令和3年度厚生労働科学研究費補助金「新型コロナウイルス感染症関連対策における地域連携薬局等の活用のための研究」（研究代表者：名城大学 長谷川 洋一）より

まとめ

専門医療機関連携薬局の現状

- 専門医療機関連携薬局については、薬機法において、厚生労働省令で定める傷病の区分ごとに、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能について基準を定め、専門医療機関連携薬局と称することができることと規定されている。
- 現在、傷病の区分として定めているものは「がん」のみ。
- 「がん」の専門医療機関連携薬局では、全体の薬局と比較して、麻薬応需医療機関数が多く、麻薬加算の算定実績も多かった。
- 「がん」の専門医療機関連携薬局の要件において、無菌調剤室等の設備の設置を求めているが、他の薬局と比較してそれを設置している薬局の割合は高く、無菌製剤処理に関する相談や依頼を受ける頻度も高かった。

今後の対応について

- 専門医療機関連携薬局については、特定の傷病の区分について、学会の認定等を受けた専門薬剤師が、専門的な調剤や指導に関して、地域の他の医療提供施設と連携し、その専門性を発揮し適切に実施することが可能な薬局である。
- 現在、傷病の区分としては「がん」のみであり、今後、傷病の区分の追加を検討するため、まずは、専門的な医療機関や、学会で専門薬剤師の認定が行われている「HIV」、「小児（疾病）」について検討することとし、関係者へのヒアリングを実施してはどうか。